

令和 2 年 6 月 1 2 日

地域密着型通所介護事業所 管理者 様
（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様

市川市 福祉政策課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱い
について（第 12 報）」の具体的な運用について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室等より令和 2 年 6 月 1 日付け事務連絡で発出されました「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて（第 12 報）（以下「臨時的取扱い第 12 報」という。）」につきまして、本市における具体的な運用は下記のとおりとします。

記

1. 臨時的取扱い第 12 報の適用開始月について

- ・ 令和 2 年 6 月サービス提供分からとします。

2. 臨時的取扱い第 12 報に記載のある「利用者からの事前の同意が得られた場合には、」について

- ・ 介護報酬の算定前に利用者から同意を得られた場合には、臨時的取扱い第 12 報の取扱いを適用することができます。（厚生労働省老健局振興課に確認済み）

例) 令和 2 年 6 月サービス提供分について、令和 2 年 7 月 9 日に説明し同意を得た場合、令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 6 月 3 0 日の間の全てのサービス提供分が適用となります。

- ・ 地域密着型通所介護事業所または（介護予防）認知症対応型通所介護事業所におかれましては、同意を得たことについて経過記録等に記録して下さい。

3. 介護支援専門員等との連携について

- ・ 担当の介護支援専門員等に対し、臨時的取扱い第 12 報による請求をすることを伝え、事前に利用者の同意を得ていることを報告して下さい。

4. サービス利用票等の取扱いについて

- ・ 居宅サービス計画（第6表、第7表）等の変更が必要となります。担当の介護支援専門員等は利用者負担額等が変わることについて、早急に利用者へ説明して下さい。なお、変更後の居宅サービス計画（第6表、第7表）等についても早急な交付が望ましいですが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を鑑み、サービス提供の翌月以降に交付する取扱いも可とします。

5. 重要事項の説明と同意について

- ・ 介護報酬に係る費用が記載された重要事項説明書等については、変更に伴う説明と同意が必要となります。説明と同意は口頭によるものも可としますが、利用者と事業所双方の保護の観点から文書によるものが望ましいです。

6. 運営規程の変更の届出について

- ・ 臨時的取扱い第12報に係る運営規程の変更の届出は不要です。

7. 延長加算に係る体制等に関する届出について

- ・ 延長加算に関する届出の提出がなされていない事業所で、延長加算の報酬区分にて算定する場合には届出が必要となります。以下の書類を令和2年6月24日までに提出することで令和2年6月分から延長加算の算定を可能とします。
 - ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ② 介護給付費算定に係る体制状況一覧表
- ・ 上記①については、変更後の項目に「臨時的取扱い第12報によるもの」と記載して下さい。
- ・ 令和2年6月24日までに届出が難しい事業所は、その旨を令和2年6月24日までに電話等にてご連絡下さい。連絡後、速やかに届出をするようにして下さい。
- ・ 臨時的取扱い第12報の適用終了後、延長加算を継続して算定しない場合には速やかに届出をして下さい。

以上

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市南八幡 2-20-2 市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

TEL047-712-8548（直通） Fax047-712-8741